

第25回福岡県職員倫理審査会 議事録（要旨）

1 日時

令和5年6月30日（金）14時00分～15時30分

2 場所

福岡県庁10階北棟 行政特9会議室

3 出席者

小原 清信委員（会長）、樋口 佳恵委員、鐘ヶ江 理恵委員

4 会議の内容

（1）開会

（2）事務局挨拶（総務部次長）

平成14年4月の「職員倫理条例」施行以来、委員の皆様から貴重なご意見を賜りながら、全庁を挙げて職員の倫理保持に関する取組を進めてきた。

しかしながら、昨年度は、不適切事務処理事案、守秘義務違反、性的非行事案による3件の懲戒処分を行ったところである。

このことは、県行政への信用を著しく失墜させるものであり、誠に申し訳なく、審査会委員の皆様にもお詫び申し上げます。

これらの事案のうち、不適正支出事案について、知事部局においては、適正な財務会計事務の確保について、改めて通知を発出し、全庁的な注意喚起を行うとともに、会計課が開催する財務会計事務研修に、会計事務担当者及び支出事務に関わる事業担当者・係長を全員参加させることとしたところである。

その他の事案についても、再発防止に向けて取り組んでいるところである。

本日は、本県が進める職員の倫理保持に関する取組について、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂きまして、本県の取組がさらに効果的なものとなるよう努めてまいりたいと考えている。

（3）議事

職員の倫理保持に関する取組について

- ・事務局から、職員の倫理保持に関する取組について説明を行った。（資料別紙）
- ・主な質疑、意見は以下のとおり。

（委員）

資料2ページの知事部局の不適切事務処理事案について、上司等によるチェック機能が働いていなかったことが原因か。

(事務局)

本来であれば、決裁の過程で所属長等が確認してチェック機能が働くが、本事案については、担当職員と直属の上司が独断で複数年にわたって実施された案件である。そのため、所属長や部主管課に共有されていなかったことからチェック機能が働いていなかった案件である。

原因としては、本県財務規則の理解が不十分であったことである。今回の件を踏まえ、改めて全庁に対して財務規則の周知等を行った。

(委員)

教育庁について、性的非行が多くなっているが、教育への信頼に関わることから、再発防止に向けた取組が重要であると考えます。

(事務局)

子どもたちにとって教師とはとても影響のある存在であり、そのような者が性的非行を行うということは子どもたちに悪影響を与えることから、職員に対してしっかりと時間をかけて研修を行う。

(委員)

資料19ページの(2)未然防止のための環境整備について、「教科指導や児童生徒への聴き取り等を行う際には密室で2人きりにならない」とは具体的にどのように行うのか。

(事務局)

オープンスペースで行えない場合は、教員の人数を増やし1対1にならない、あらかじめ上司に報告した上で行うようにしている。

(委員)

資料6ページでカスタマーハラスメントの記載があるが、カスタマーハラスメントが原因で職員がメンタルヘルス不調になることはあるのか。

(事務局)

不当な要求や人格を否定するような発言を受ける等いろいろな場面で発生しているということは認識しているが件数の把握は行っていない。

令和5年5月に県警本部の方でカスタマーハラスメントのマニュアルを作成したことから、知事部局の方も作成の準備をしているところで、その中でまずはカスタマーハラスメントの実態を把握することが必要であることから現在調査を行っているところである。